

The Asahi Encyclopedia of Current Terms

朝日現代用語

大辭典

大辭典

大辭典

ちえぞう

別冊付録 **ちえこ**
文化ジャーナル イベント

最新ガイド **1500**

1995

特集カラー

データで見る

「日本人にとって国家とは
身近なハーフ図鑑」

・朝鮮半島のいま

・〈ヤング・ページ〉
新語造語WAVE

・戦後50年の歩みと100人の群衆

・必修必読！就職直前対策用
大学入試にも役立つ

・人気の資格・検定一覧

国際関係

P.69
国際政治/国際法/軍縮・平和/人権問題
南北問題/国際機構/アメリカ
ラテン・アメリカ/中国/朝鮮半島
東南アジア/南アジア/オセアニア/西欧
ロシア・中央アジア圏/東欧/中東/アフリカ

政治・社会

26分野 P.231~
政治参加/政党/政治理論
社会主義/労働運動/国会/内閣・行政
地方自治/外交/防衛/憲法/裁判/司法
都市/交通/人口/環境/教育
若者・性/女性・ジェンダー/高齢化社会
医療/社会保障・社会福祉/社会運動
消費者問題/皇室/事故・事件/イベント
マスコミ・社会調査

経済・産業

20分野 P.457~
世界経済/貿易/日本経済/財政/景気・物価
金融一般/国際金融/経営/株式/債券/労働
経済理論/現代産業/情報・通信
マーケティング/エネルギー産業/農林業
水産業/建設/不動産/物流

サイエンス・
テクノロジー

24分野 P.651~
天文・宇宙/気象・大気/地球科学
地震・火山/生物学/化学/物理/数学
単位・計測/医学/がん/精神保健/薬学
宇宙航空技術/軍事技術/エレクトロニクス
コンピューター/オートメーション
金属材料/先端材料(非金属)/原子力
エネルギー/バイオテクノロジー
科学技術と社会

文化

29分野 P.941~
哲学・現代思想/宗教/心理学/文化人類学
地理学/日本史/世界史/考古学/文学/美術
建築/写真/映画/演劇/ポピュラー音楽
クラシック音楽/ベトナム/バードウォッチング/園芸
日本食文化考/蕎麦/茶道/華道/邦楽/日舞
ダンス/囲碁/将棋/寄席/演芸/釣り/旅行

生活

11分野 P.1103~
住宅/自動車/家庭/家族/食生活/家計/税
健康/出産・育児/ファッション/美容

ファミリー/ハイテク/婚儀/葬儀/歳事

スポーツ

7分野 P.1185~
スポーツ一般/競技スポーツ/レジャー・スポーツ
ニュー・スポーツ/野球/ゴルフ

スポーツ・サイエンス

定価2,500円(本体2,427円)

雑誌60031-06

T1060031062506

AB19950003丁>



N-3 ●朝日新聞1994・3・28…朝刊3、

12、13面

「業者テスト排除で『進路指導、問題も』」19都県 中学校長会長にアンケート 「高校入試、多様化を」「現場に根強い『偏差値頼み』 業者テスト排除に地方反乱」「多様な評価」手探り」

●朝日新聞1994・5・9…朝刊7面
「理科って楽しいんだよ 実験で魅力

アピール」

朝日新聞1994・5・9…夕刊10面

「やっぱり理科はおもしろい 中学生 向けに合宿教室 実験や観察を中心に 東大前学長ら講義・指導」

朝日新聞1994・8・25…朝刊3面
「理科離れ…まず先生の研修 来年度 実験・指導の腕がぐく」



高校で新学習指導要領の本格実施が、1994年度から学年進行で始まり、文部省の高校教育改革推進会議の提言の具体化とあいまって、教育改革が着実に進行している。公立高校で、卒業の必修単位数や授業時間数の削減が進む一方、異色の科目の登場も目立つ。職業高校のリストラも進行中である。

●「子どもの権利条約」が、94年5月22日に国内発効し、文部省は事務次官通知で改めて児童の人権に対する配慮を求める。民間団体の広報活動も活発である。

●教育情報の開示は急速に展開し、指導要録、調査書(内申書)あるいは職員会議録などの開示請求が相次いだ。指導要録の全面開示例は増えたが、東京地裁は全面開示請求を退ける判決をくだした。

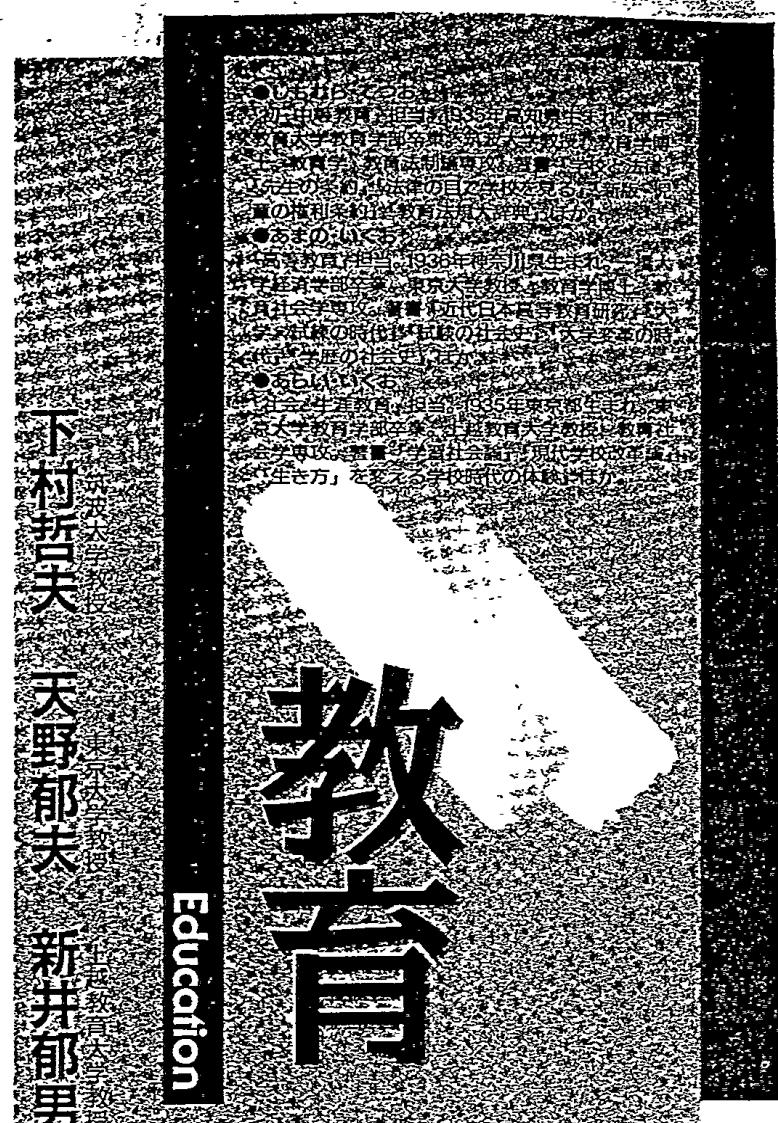
●小・中学生の「理科離れ」の傾向に対し、日本物理学会など3学会が共同声明を発表して、理科の授業時間数増などを提言した。その後、国立大学理学部長会議が理学部のPRパンフを作成・配布するなど、理科の楽しさを積極的に訴える催しが相次いでいる。

●文部省は94年6月、専修学校設置基準(省令)を改正し、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号に関する規程」を告示し、一定要件を満たす専門課程修了者に対して「専門士」の称号を与えることにした。

●大学審議会の組織運営部会は、94年6月開催の総会に「大学運営の円滑化」について報告し、学長の任期や副学長の設置などについて具体策を示し、学長がリーダーシップを發揮しやすい条件づくりを提言した。また、「教員採用の改善について」の答申では、幅広い人材確保のために、多様な経歴・経験などへの配慮、公募制の積極的な活用などを要望した。

●肢体不自由を理由に特殊学級に入れられたのは違憲・違法として、北海道留萌市の女子中学生が市教委に対して入級処分の取り消しなどを求めた訴訟で、旭川地裁は「決定権限は校長にある」として請求を退け(93年10月26日)、控訴審も原審を支持して判決は確定した(94年5月24日、札幌高裁)。

●登校拒否児童・生徒数は、93年度に小・中学校7万4756人と過去最高に達したが、92年度の公・私立高校の中途退学者数は10万1194人、中退率1.9%で、いずれも調査開始以来最低を記録した。



N-1 高校教育改革の進展

中教審の提言した高校教育の改革構想を受け、文部省の高校教育改革推進会議が示した具体像に基づき、高校の個性化・多様化が着実に進行している。文部省の調べでは、①総合学科の設置は一九九四年度に七県、ほかに九五年度に設置予定八県、②単位制高校は、全日制課程で九三年度の福島県に次いで九四年度に兵庫県で開設ほかに総合学科はすべて単位制)、定時制・通信制課程では三一都道府県、③学校間連携は、九三年度に七県と大阪市で実施し、九四年度以降さらに増加の見込みである。なお、専修学校や技能審査の単位認定については実施例はないが、全国高校長協会が、実用英語検定、書写、トレース、家庭料理など

新語・話題語

について対応する教科・科目及び単位認定例を示した。

高校入学者選抜の多様化・多元化では、受験機会の複数化、推薦入学の拡大、傾斜配点、ボランティア活動などの評価、調査書と学力検査の比重の弾力性、面接の実施などが各地で進められている。

N-2 新学力観・新評価観

教育課程審議会答申に取り上げられ、新学習指導要領の目標とする学力観として登場したが、さらに指導要録の改訂を通じてその考え方が明らかにされた。

従来の学力観がともすれば知識・技能偏重に陥りがちだったのに對し、新学力観は、児童・生徒の主体的に生きる力の育成を目指し、自ら学ぶ意欲・関心・態度や思考力・判断力・表現力などを重視する。また、社会の変化に主体的に対応できる基礎的・基本的な学習の充実・強化を図ることを課題とする。

新指導要録においても、意欲・関心・態度などを重視する「観点別学習状況」が評価の主軸に据えられた。

N-3 業者テストの追放

中学校では、長年にわたって業者テストの偏差値を参考に進路指導を行ってきた。これが一部の私立高校で「事前相談」に名を借りた事実上の合否判定や、いわゆる輪切り選抜に利用されたことから、その弊害が問題になり、一九九二年九月に埼玉県教委が業者テストの結果を私立高校に提供しない方針を打ち出した。これを受けて鳩山文相(当時は、厳しい業者テスト批判をくり返し、文部省は翌九



三年二月の文部省官通知で異例の強い表現で都道府県教委に対し業者テストの追放を求めた。九四年春の高校入試は、「脱偏差値入試元年」となったが、中学校側の戸惑いは大きく、校長会などによる公的テストが三四県と大幅に増えたほか、テスト業者の会場テストも目立った。

文部省では、今後、①中学校での進路指導の転換、②高校入試制度の改革、③高校教育制度の改革の三点セットで対応する方針である。

N-4 ■ 教育情報の開示
情報公開の流れが強まる中で、学校教育に関する方針でも、指導要録、調査書(内申)

(3)

001 ■ 学習指導要領
初等・中等教育

教育課程に関する国の基準で、文部省告示であるが、法規命令の性格を持つものとされる。一九八九年三月に戦後五度目の全面改訂が行われ、幼稚園は九〇年度、小学校は九二年度、中学校は九三年度から全面実施に入つたほか、高校でも九四年度から学年進行で実施に入った。

今回の改訂の特色は、生涯学習社会における学校の役割の見直しの視点から、幼稚園から小・中・高校までを見通した総合的な改善を図ったところにある。

改訂に伴い、小学校低学年の中会、理科の廃止と生活科の新設、中学校での選択科目の大幅な拡大、高校社会科の「地理歴

書)、事故報告書、あるいは職員会議録などの開示が相次いでいる。

一九九四年度を迎えて、情報開示の流れはさらにピッチを速め、四月一日からは県で県立高校卒業生に、六月には東京都川崎市で卒業生に加えて在校生にも指導要録の全面開示が始まり、五月には福岡市で卒業生に加えて在校生にも指導要録の全面開示を行つて、六月には東京都中野区で小・中学卒業生ら六人に指導要録の全面開示を行つた。指導要録の全面開示は大阪府箕面市に始まってこれで八件目になる。なお、九四年三月には神奈川県逗子市でこの春の中学卒業生について調査書の全面開示を行つて、名古屋市では教員採用試験の参考基

史「公民」への再編成など制度面で重要な改革が行われたが、改訂の基本方針としては、①心豊かな人間の育成、②基礎・基本の重視と個性教育の推進、③自己教育力の育成、④文化と伝統の尊重と国際理解の推進があげられている。

二年で全廃、三五年で三段階とするほか、中学校では、必修教科は従来通り五段階相対評価だが、選択教科は三段階絶対評価とし、「所見」は長所を記述することを基本、④学籍に関する記録は従来通り二〇年間保存とするが、指導の記録は五年間に短縮するなどである。あわせて通知表の改善も各学校で進められている。

高校の指導要録も九三年七月に改訂され、記入欄を大幅に整理統合し、五段階相対評価に「評価の観点・趣旨」を添え、新学力観による評価を求めている。

002 ■ 指導要録
児童・生徒の学習及び健康の状況を記録した書類の原本(「学校教育法施行規則第十二条の三第一項」)。学習指導要領の改訂に伴い、大幅に改訂された。小・中学校の改訂のポイントは、①「学籍に関する記録」と指導に関する記録」を別葉として編成、②各教科の評価の「観点別学習状況」を基本評価の「観点別学習状況」を基本とし、相対評価の「評定」と「所見」を併用、③「観点別学習状況」は、本人の到達度を三段階で記入、「評定」は、小学校一、

書)、事故報告書、あるいは職員会議録などの開示が相次いでいる。

一方、九四年一月三一日には、東京都東久留米市で小学校の指導要録の全面開示を求める訴訟で、東京地裁は、公開は指導要録の形骸化をもたらすとして、請求を棄却した。

教育情報の公開・開示は教職の専門性やプライバシーの保護にも関連し、微妙な問題を各方面に投げかけている。

N-5 ■ いじめ再発
中野区で起きたいじめ事件に、東京高裁は、「葬式ごっこ」などのいじめの事実を認め、一審判決を変更して、東京高裁は、「葬式ごっこ」などのいじめは許されないと毅然とした指揮とし、「所見」は長所を記述することを基本、④学籍に関する記録は従来通り二〇年間保存とするが、指導の記録は五年間に短縮するなどである。あわせて通知表の改善も各学校で進められている。

小・中・高校などで、各教科の主たる教材として使用される児童生徒用の図書で、文部大臣の検定を経たもの(検定教科書)と文部省が著作の名義を有するものの(文部省著作教科書)とがある。小・中学校などの義務教育諸学校では教科書無償制度が実施されているが、それに伴つて教科書の採択単位が広域化し、現場教師の希望が反映されにくくなつたという声も多い。教科書検定制度は一九九〇年に改定され、検定の緩和が進んだ。

新学習指導要録で、入学式や卒業式などで国旗を掲揚、国歌を斉唱するよう指導「するものとする」と、一段強い拘束力をもたせたため、国旗、国歌の取り扱いがどう変わるか注目され

準を開示した。

一方、九四年一月三一日には、東京都東久留米市で小学校の指導要録の全面開示を求める訴訟で、東京地裁は、公開は指導要録の形骸化をもたらすとして、請求を棄却した。

教育情報の公開・開示は教職の専門性やプライバシーの保護にも関連し、微妙な問題を各方面に投げかけている。

中野区で起きたいじめ事件に、東京高裁は、「葬式ごっこ」などのいじめの事実を認め、一審判決を変更して、東京高裁は、「葬式ごっこ」などのいじめは許されないと毅然とした指揮とし、「所見」は長所を記述することを基本、④学籍に関する記録は従来通り二〇年間保存とするが、指導の記録は五年間に短縮するなどである。あわせて通知表の改善も各学校で進められている。

小・中・高校などで、各教科の主たる教材として使用される児童生徒用の図書で、文部大臣の検定を経たもの(検定教科書)と文部省が著作の名義を有するものの(文部省著作教科書)とがある。小・中学校などの義務教育諸学校では教科書無償制度が実施されているが、それに伴つて教科書の採択単位が広域化し、現場教師の希望が反映されにくくなつたという声も多い。教科書検定制度は一九九〇年に改定され、検定の緩和が進んだ。

新学習指導要録で、入学式や卒業式などで国旗を掲揚、国歌を斉唱するよう指導「するものとする」と、一段強い拘束力をもたせたため、国旗、国歌の取り扱いがどう変わるか注目され

を認め、中野区などに損害賠償を命じた。ここ数年減少してきたいじめは、中・高校で昨年来増加傾向にあり、九四年五月には岡山県総社市で中学三年生、六月には愛知県安城市で県立高校一年生、東京都江戸川区で中学三年生がいじめ自殺するなど事件が相次いでいる。

ほかに校内暴力も漸増傾向にあることか、文部省は九三年一二月二七日に、①指導要録の形骸化をもたらすとして、請求を棄却した。

一方、九四年一月三一日には、東京都東久留米市で小学校の指導要録の全面開示を求める訴訟で、東京地裁は、公開は指導要録の形骸化をもたらすとして、請求を棄却した。

教育情報の公開・開示は教職の専門性やプライバシーの保護にも関連し、微妙な問題を各方面に投げかけている。

中野区で起きたいじめ事件に、東京高裁は、「葬式ごっこ」などのいじめの事実を認め、一審判決を変更して、東京高裁は、「葬式ごっこ」などのいじめは許されないと毅然とした指揮とし、「所見」は長所を記述することを基本、④学籍に関する記録は従来通り二〇年間保存とするが、指導の記録は五年間に短縮するなどである。あわせて通知表の改善も各学校で進められている。

小・中・高校などで、各教科の主たる教材として使用される児童生徒用の図書で、文部大臣の検定を

当配字清音別年季學校小



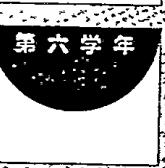
引羽雲國遠何科夏家歌画回会海趁外角案活間丸岩顔汽配燈弓牛魚京強教近兄形計元言原戶古後語工公廣交光考行高黃合谷國黑今才細作算止市矢師思紙寺自時至社弱首秋遇春香少場色食心斬親國數西岸星曉切雪船親前組走多太体台地池知茶昼長鳴朝直通弟店点電力冬當東答頭同道謗内南肉馬壳買麥半番父風分聞米步母方北每妹方明曉毛門夜野友用羅來里理話要安暗医委意育員院飲運泳駅央橫屋溫化荷界開階寒感漢館岸起期客究急級宮球去機樂曲局銀区苦具君係輕血決研県庫湖向幸港号根祭皿仕死使始指園詩次事持式寔寫者主守取拾終習集住重宿所暑助昭消商章勝乘植申身神真深進世整昔全相送想息速族他打对待第題炭短談着注柱丁帳調追定庭笛鐵軛都度投豆島湯登等動童農波配倍箱烟堯反坂板皮悲水表秒病品負部服福物平返勉放味命面問役菜由油有遊予羊洋葉陽樣落流旅画綠社列鍊路和



夫付府副粉兵別變便包法望牧末滿未脈民無約勇要養浴利陸良料量輸類令冷例歷連老勞錄
正移用並營衛得故道自古伐國三日而畢之。 (200字)



境師居志祖負責，評枝葉布，舊文錢評久貧絕僕，逆酸舌備，基除稅判非，義雜設非，規財績比，接肥，確混制獨留，貴妻精破，幹災勢能，眼採製犯，刊再政然，格壽職德略，興織導容，快構情銷預，賀鉉常統宗，過耕狀敵輪，解恩故序築墓，接減準斷貿，假護承提夢，可個招張務，任現術固防，水群似則復，益券謝捐，演檢修貲，禁銅像武，均資造富，官經識測，固句示增，復善潔質履編，固均資造富。



異道城平映延沿我灰拏革閼割株千卷看頗危機揮責吸供猶弱勁前系敵警劇涼六組權志源族
亡呼誤后孝皇紅陸鋼刻毅骨困私姿至私策冊至私調誌磁射培若樹收宗就押探詔段暖
紅處晉晉除將萬障城蒸針仁垂推寸聖誠宣善染晚否抵秘廢並匪聞片補書主訪亡
值由忠者疔頂潮真痛展討癌認納醫派朝善
忘桂枝華密溫模試醫俊幼欲

どもの能力面での個人差に応じた指導を進めるために工夫された。学力別学級編成とよく似た

の利益を認めず、訴訟終結。③国家賠償請求の民事訴訟(第1回) 次訴訟 八四年提訴は、八九年、東京地裁が国側の主張をほぼ認める判断を示したが(加藤判決)、三年一〇月の東京高裁判決では、「南京大虐殺」など三カ所を違憲とした(川上判決)。敗訴部分について家永側が上告。 ついで家永側が上告。 (6) 606 教育工学
educational technology 教授一学習過程(授業)にかかる諸要素を取りだし、それらの関連を明らかにしながら、諸要素を最も適切に組み合わせて授業を組み立て、展開し、その結果を評価して、やいにより良い授業のプログラムをつくりだすことを課題とする。一九六〇年代にアメリカで始まり、わが国でも六〇年代から教育機器の活用、教育システムの合理化を行う形で展開した。 パソコンによる授業に利用するCAI(Computer Assisted Instruction)は、教育工学の有力な分野であるが、マイクロコンピューターの普及によって、小・中学校での実践が進み、特に個別学習を可能にする方法として関心を集めている。

007

コンピューターを授業に利用するCAI(Computer Assisted Instruction)は、教育工学の有力な分野であるが、マイクロコンピューターの普及によつて、小・中学校での実践が進み、特に個別学習を可能にする方法として関心を集めている。

教授一學習過程(授業)にかかるる諸要素を取りだし、それらの関連を明らかにしながら、諸要素を最も適切に組み合わせて授業を組み立て、展開し、その結果を評価して、さらにより良い授業のプログラムをつくりだすことを課題とする。一九六〇年代にアメリカで始まり、わが国でも六〇年代から教育機器の活用、教育システムの合理化といふ形で展開した。

006

教育
education

の利益」を認めず、訴訟終結
③国家賠償請求の民事訴訟(第
次訴訟 八四年提訴)は、八九年「
東京地裁が国側の主張をほば認
る判断」を示したが(加藤判決)、
三年一〇月の東京高裁判決では
「南京大虐殺」など三ヵ所を違法
とした(川上判決)。敗訴部分に
ついて家永側が上告。

008
「心の居場所

登校拒否問題の対応策を検討してきた文部省の「学校不適応対策調査研究協力者会議」は、一九九二年三月に最終報告をまとめたが、「心の居場所」づくりはその副題。報告は、「登校拒否

指導で(年間三五一一〇五単位時間)、特に必要のあるときは、心身の障害の状態などに応じた各教科の補充指導を含む(おおむね合計年間二八〇単位時間以内)。

學習障礙兒(LD 兒)

この報告を受けて、文部省は、同年九月に公的な適応指導教室のほか、民間施設通いも学校の出席扱いにする方針を示した。

■ 通級による指導

「心の居場所」の役割を果たすよううに求めるとともに、登校拒否の子どもにとって重要なことは、単に再び学校に復帰すればよいというのではなく、登校拒否という状況を子ども自らの努力で克服する過程で、子ども自身が自立の力を身につけていくことであるとし、学校外の諸施設にも期待する。

特定の分野に関して高い意欲と関心を示し、能力の伸長が見られる生徒に対し、その意欲・関心を十全に發揮しその個性・能力を一層伸ばすことができるような学習の機会を与えることを目的とする。当面は数学・物理

011

中枢神経系のわすかな発達の遅れや偏りによる軽いハンディキャップをもつ児童で、知能・計算・視覚などには障害がないのに学習の遅れが目立つ。遅れが出るのは表現力、読解力、運動面などで個人差がある。LD (learning disabilities) の出現率は1～4%というが定かでない。日本でも近年 LDに対する関心が高まり、ようやく積極的な対策がとられ始めた。

害の程度が比較的軽度な児童・生徒の指導の一層の充実を図るために、各教科などの授業は主として通常の学級で受けながら、心身の障害の状態などに応じた特別の指導を盲・聾・養護学校あるいは特殊学級などの特別の指導の場で行うもので、学校教育法施行規則の改正により一九九三年度から施行された。(特

社会教科書検定の対照表

★朝日新聞1994年7月1日付朝刊
★出版社側から提出された申請本の記述は、検定意見を受けて見本本でどう変わったのか。いくつかの記述を比べてみた

申 請 本	検 定 意 見	見 本 本
日本軍は、1937年12月に南京を占領し、その後、住民や投降捕虜に対する大虐殺をおこなった。中国政府はそれが30万人にのぼるとしている。	南京事件の犠牲者数については種々の議論がなされていることを踏まえて記述を再考していただきたい。	日本軍は、1937年12月に南京を占領し、そのさい、戦勝国ばかりでなく、住民や投降捕虜に対する大虐殺をおこなった。中国政府は無辜の市民や武器を捨てた兵士など、30万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表している。なお、日本の研究者のあいだでは10数万~20万人という見解をとる者が多い。
その数は、公式の数字はないが、6~7万人と推定されている。なお、従軍慰安婦は、フィリピンはじめ東南アジアの占領地からもかりだされた。	従軍慰安婦の人数については、現時点での研究状況を考慮していただきたい。	数については公式にははつきりしていないが、おびただしい数にはなっている。なお、従軍慰安婦は、中国、フィリピンはじめ東南アジアの各地からもかりだされた。
直接税と間接税の割合は現在、7対3で直接税の比重が大きい。これは、①所得の高い者が多くを負担する②誰(だれ)が租税を支払っているかは直接税のほうがわかりやすい、といふ考え方によらしている。	直間比率について触れるのであれば、直間比率の見直しの議論がなされている点を踏まえて記述していただきたい。	直接税と間接税の割合(直間比率)は現在7対3で直接税の比重が大きい。これは、所得の高い者が多く負担する②誰(だれ)が租税を支払っているかは直接税のほうがわかりやすい、といふ考え方によらしている。

012 **規の授業への受け入れ(聴講生・科目など履修生として)、②大学などの教員による個別指導(研究者などとして)、③大学などの具体・組織などによるセミナーや講座などが考えられている。文部省では、一九九四年度から実践的調査研究に取り組む。**

校則／生徒規則／得失心

013 「三ない運動」の見直し

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない」「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの

はおかしいという批判は根強く、

事故対策としての効果も限

るものである、といった基本的な

とらえ方が大切だろう。

「三ない運動」の見直し

「三ない運動」は、生徒が「免許

を取らない」「二輪車を持たない

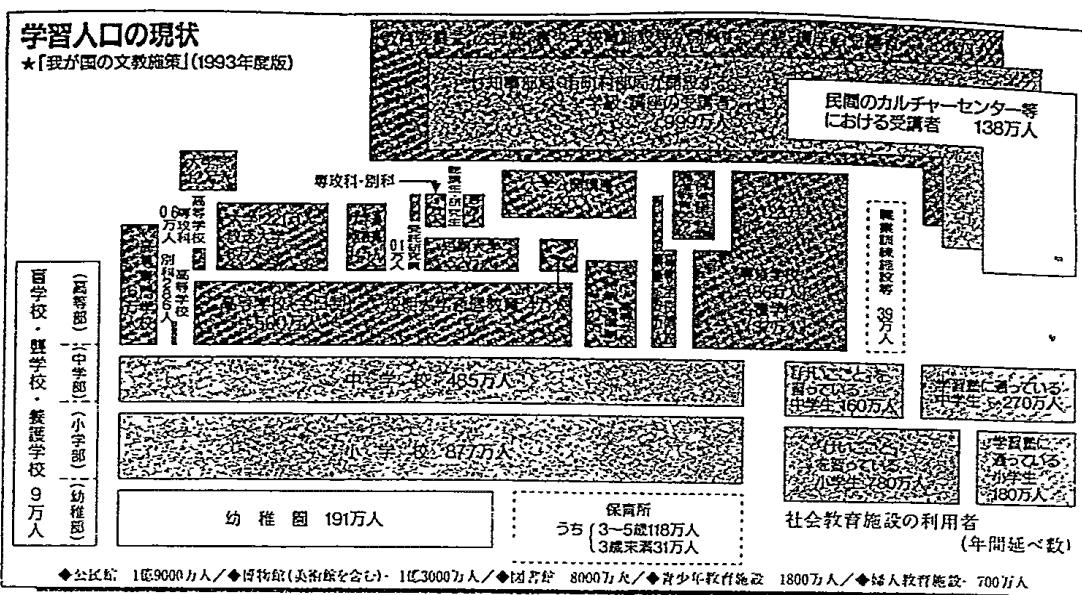
「運転しない」という規制する

指導方針で、多発する高校生

の二輪車事故対策として一九八〇年代に全国に普及した。

しかし、制度上一六歳で免許が

取れるのに、校則で制限するの



01.

中央教育審議會

文部省に置かれる文部大臣の諮問機関。一九五二年設置。教育・学術・文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、これらの事項に関して文部

021

教育委員会は、地方公共団体の教育事務のうち、特に地方公共団体の長に留保されたものを除くすべての事務を処理する（地方教育行政法第二三、一二四条）。

なお、東京都中野区の教育委員会の準公選は、九四年一月の区議会で一年後の廃止が決まった。

023

内容としている。高等学校などの改善計画では、四〇人学級の実施、少人数指導を行えるような教職員配置、進路指導、教育相談などにあたる生徒指導担当教員の充実などがある。

026

學校施設整備指針

は、学校の適正規模適正配置が焦点になるが、この面で論議の一一致を見るのが難しく、問題を複雑なものにしている。

027
学校週五日制

学校週五日制は、一九九二年九月一日から、公立学校については当面月一回・第二土曜日を休業日として始まつた(学校教育法施行規則第四七条第一項)。私立学校にも同調を求め、高校では半数を超えたが、東京など大都市部では実施率は低い(文部

020

文部大臣が内
命する二〇人
を委員、専門委
設置法七)。戦
きの役割を果

022

024

の配慮を行つ
施設・設備面
され、国とし
革のバイオニ
る。総合学
教育課程の更
よるほか、高

25

教育課程の忠告
を図る。総合学科
のバイオニア
され、国とし
施設・設備面
別の配慮を行つ
たが開校した。

詳しく指針を示している。

なお、学校の環境衛生の目安を定めた文部省の「学校環境衛生の基準」も二八年ぶりに改定され、教室の昭度基準が、最低一五〇ルクスから、常時二〇〇ルクス以上に引き上げられるなどの改

027

学校週五日制は、一九九二年九月一日から、公立学校については当面月一回・第二土曜日を休業日として始まつた(学校教育法施行規則第四七条第一項)。私立学校にも同調を求め、高校では半数を超えたが、東京など大都市部では実施率は低い(文部

3面

第2土曜 子どもマイベース 学校
週5日制 文部省調査「休養」が25%
活動参加少し 「受け皿」の論議空振り
「週5日制 私立中は4割どまり
「毎週実施」の学校も」

学級編制基準(1993~1998年度)				
小学校	同学年で編制する学級 2学年で編制する学級(複式学級) 特殊学級	40人 16人(1年を含むもの8人) 8人	高等学校	40人
中学校	同学年で編制する学級 2学年で編制する学級(複式学級) 特殊学級	40人 8人 8人	盲・ろう・養護学校の小・中学部 高等部	6人(重複 3人) 8人(重複 3人)

省調べ)。これまでの実践からして、月一、二回程度までは、指導内容・指導方法の改善により、年間標準授業時間数を確保できる見込みだが、それ以上になると、学習指導要領の改訂が必要とみられる。月二回の実施は九年五月四月から予定されている。なお、休業土曜日に学校開放を行なう場合には、指導員を置き、その謝礼金、活動に要する消耗品・材料費などの経費は地方交付税で措置される。

028 学校主任制

学校務分掌の一環として各学校に置かれ、校長の監督のもとに各々の分掌した校務について連絡調整及び指導、助言に当たる(学校教育法施行規則第二十二条の三ほか)。小学校では教務主任、学年主任、保健主任、事務主任、中学校ではこれに生徒指導主任、進路指導主任が加わり、別に都道府県・市町村教委あるいは各学校でその他の主任を置くこともできる。事務主任以外は教諭をもつて充てる。

主任の役割は、管理面よりも教育指導面にあるが、分掌した校務のチーフとしては必要に応じて適切なりーダーシップを發揮することも必要である。

029 初任者研修

新任教師について從来六ヶ月の条件付き採用期間を一年間に延長し、この間新任教師に指導教員をつけ、マンツーマンの指

導、助言を行う。臨教審の提言に基づき、教育公務員特例法などの改正により、一九八九年度に小学校で始まり、以降中学校・高校、さらに九二年度には特殊教育諸学校に及び、制度としては一応の完成をみた(幼稚園については別途実施)。初任者は校内研修(週二日程度、年間六〇日程度)、教育センターなどにおける校外研修(週一日程度、年間三〇日程度)うち宿泊研修(四泊五日)を受け、一部の教員は洋上研修にも参加する。実践を踏まえた教師教育の充実や校内研修の活性化などで成果が期待される半面、指導教員の指導、助言が、初任者を型にほめることを危惧するむきもある。制度の拡大に伴い、指導教員の不足を訴える声も大きい。

030 三本立て教員免許状

教員の資質能力向上の具体策として、教育職員免許法の改正により、従来の一級、二級免許状に代え、一九八九年四月大学院修士課程修了程度を基礎資格とする専修免許状が新設され、大本立てとなつた。社会人登用のための特別免許状、短大卒程度の二種免許状とあわせて三免許状を有しない者の非常勤講師充当なども行われた。また、大学で普通免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位数が引き上げられた。

031 日教組／全教

日教組は教職員団体としてわが

国最大の組織であるが、「連合」派と組織統一を行い、九一年四月に新しい全教(全日本教職員組合)を結成した。加入組合員数は、日教組が約三九万六〇〇〇人、全教が約一一万六〇〇〇人といわれる(九三年一〇月現在)。従来、いわゆる「公務員に関する当然の法理」から、外国人の公立学校教員への採用は非常勤講師を除き認められなかつたが、一九九一年一月の日韓両外相の在日韓国人の法的地位と待遇に関する協議による覚書に基づき、九二年度からすべての在日外国人の受験を認め、常勤講師としての採用の道を開いた。採用後は、校長、教頭などにはなれないが、学級担任や教科担任に就くことはできる。給与などの待遇も一般教諭との差はでるべきだけなくす方向である。この措置に伴い、大阪府・市などでは、従来「教諭」として採用してきた方針を転換し、九三年度を決め、論議を呼んだ。

教育の基礎

033 教育基本法

「一九四七年(昭和二二)年に、教育刷新委員会の建議に基づき、「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため(教育基本法前文)に制定、施行された。教育憲章、教育宣言の性格が強い。一般に教育関係法令の解釈・運用については、法律自体に別段の規定のない限り、できるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うよう考慮が払われなければならない(七六・五・二二 最高裁大法廷)。

034 子どもの権利条約 (児童の権利条約)

「子どもの権利宣言」(一九五九年)の精神を踏まえ、子供の権利の現実的・包括的な保障を目指して、八九年一月、国際連合総会において全会一致で採択され、翌年九月に発効した。

条約では、子供を原則として「一八歳未満のすべての者」とし、生命への固有の権利と生存・発達の確保を出発点に、具体的な権利内容を総合的にとりあげているが、教育への権利として、初等教育の義務・無償制、中等教育の開放などをあげたことが注目される。

同様に、意見表明権や思想・良心・宗教の自由、結社・集会の自由などの市民的権利を保障したことが注目される。

条約の批准は政局の混乱で遅延したが、九四年三月に批准案が国会で承認され、五月二二日に国内発効した。これに伴い、文部省は五月二〇日付で「児童の

人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育の充実を図る」ように求める事務次官通知を出した。民間団体の条約広報活動も活発である。

035 個個化・個別化

個性の尊重は、かねて教育の重要な課題とされてきたが、臨教審が「個性を生かす教育」の充実を改革の最も重要な原則として打ち出した。教育課程審議会も「個性を生かす教育」の充実を行なった。個性尊重の原則として打たれた「個性第一に掲げた」新学習指導要領もこれを多様で、新学習指導要領が、個性を生かす教育の具体的な内容を、個に応じた指導と中等教育段階での「選択の拡大」としてとらえられるのもその一つの行き方であろう。

個別化は、従来の学級単位の斉指導に対し、教育方法の問題としてとらえられることが多い。個別化を進めるためには、個性を生かす教育の具体的な内容を、個に応じた指導と中等教育段階での「選択の拡大」としてとらえられることが多い。個別化を進めるためには、個性を生かす教育の具体的な内容を、個に応じた指導と中等教育段階での「選択の拡大」としてとらえられることが多い。個別化を進めるためには、個性を生かす教育の具体的な内容を、個に応じた指導と中等教育段階での「選択の拡大」としてとらえられることが多い。夫改善が期待される。

036 同和教育

「法の下の平等」(憲法第一四条)の精神に基づいて、わが国の社会に根強く残存する封建的な差別を除去し、国民すべてが自由で豊かな生活ができる社会の形成を目指して行われる教育。特に、差別の典型的である被差別部族の問題を正しく受け止め、いつさいの差別を許さない覚悟をもつた国民の育成が重要な課題

【設置者別・職名別大学教員数(1993年度)】

区分	計	学長	副学長	教授	助教授	講師	助手
國立	55,839	98	49	17,670	15,155	5,279	17,588
公立	7,591	46	1	2,303	1,772	1,108	2,361
私立	68,403	379	129	28,594	13,558	10,578	15,165
計	131,833	523	179	48,567	30,485	16,965	35,114

★單位：人。文部省調べ

とされる。広く人権教育の一環としてとらえることができる。

女共通のものが増えている。また、「男は仕事、女は家事

037
統合教育

心身に障害をもつ児童・生徒を、障害のない子どもと一緒に教育すること。心身障害児は、盲・聾・養護学校あるいは特殊学級(心身障害学級)で教育を受けているが、多様な教育経験を与えるには、通常の小・中学校で、通常の児童・生徒とともに学習させたほうが望ましい、という考え方による。統合教育の推進には、心身障害児が通常の小・中学校で適切な教育が受けられるような条件整備が不可欠であり、また統合が可能な障害の程度や状態について、実践的な検討が必要である。盲・聾・養護学校や特殊学級の児童・生徒が通常の小・中学校の子どもと活動をともにする交流教育も、広い意味での統合教育である。国連総会は、一九九三年一二月に「障害者の機会均等化に関する標準規則」を採択し、統合教育の原則を示した。

038

男女(=両性)の平等は、憲法、教育基本法の基本理念であるが、学校教育においては、この理念が必ずしも十分に生かされていない面があった。しかし、一九八五年に女子差別撤廃条約が批准されたのを機に、教育課程面で家庭科の男女共修が積極的に推進され、新学習指導要領では、小・中・高校を通じて男女共修が実現した。体育でも男

038
男女平等教育

現在の会長は石川忠雄前慶應義塾大学塾長。大学院部会学部教育部会などを設けて、八八年春から精力的に審議を進め、九年春には、「大学教育の改善について」「学位授与機関の創設について」「短期大学教育の改善について」など、制度改革にかかる重要な答申を出してい

に別れり、人生の開拓する事工の
みの審議機関の設置をもたらし
之。各門二三十人、一會に

九年、大学審議会の答申「大學教育の改善について」を受けた行われた大学設置基準の大改正は、こうした批判に応え、新しい時代の要請に応ずる大学教育の変革を可能にするための「基準の大綱化・自由化」を目指したものである。改正によれば一般教育と専門教育の区分も、一般教育の科目の必修・必置制も廃止され、四年間の学部教育の編成が、それぞれの大学の自由に委ねられるなど、基準の大幅な緩和、彈力化が図られている。この改訂により、大学

た。とくに教育課程を一般教育と専門教育の二つに分け、さらに一般教育について外国语、保健体育科目を必修し人文・社会・自然の三科学分野にわたる各科の開設を求めるなど、細部にわたって、学部教育のあり方をしづらってきたことは、大学画一化の原因として、関係者の強い批判を浴びてきた。

大学の設置に当たっては、学校教育法の規定に基づき、文部省令に定められた一定の基準を満たすことが要求される。その基準が大学設置基準であり、一九五六年に制定・公布されて以来、学部学科などの組織形態から教員資格、教育課程、卒業の要件、施設設備に至るまで、大学のあり方を厳しく規制してき

039
大学審議会

高等教育

いふた性別役割分業が否定され、教科書も男女の平等と協力を強調する内容に改められた。出席等などについても男女混合作

040
大學設置基準

る。この答申に基づいて、大学設置基準の大綱化など、一連の政策的措置がとられ、大学は政

041

と大学教育の多様化、個性化が急速に進みはじめた。

と大学教育の多様化、個性化が急速に進みはじめた。

042
特別研究員制度

科学振興局の一環として、各國とも大学院の拡充とともに若手研究者の育成に力をそいでいるが、わが国でも一九八五年、アメリカのPDF(ポスト・ドクターラル・フェロー・シノプス)制度をモデルに、大学院博士課程修了者(いわゆるOD:オーバードクター)一人へ、および在学者を対象に二~三年間の研究奨励金を支給する特別研究員制度が発足した。前身である奨励研究員制度も

ている。東京大学の法学研究科を皮切りに始まつた、大学院の部局化・重点化、さらには北陸と奈良の二校の「先端科学技術大学院大学」の創設などは、この端的な表れとみてよい。ちなみに人口一〇〇〇人当たりの大学院学生数は、アメリカ七・八・フランス二・九人、イギリス二・二人に対して、わが国は〇・七人にすぎない。

学を認める大学も増えつつある。しかし大学院については、改革を要する問題が数多く残されている。とくに大学院教育が、国際的にみて質量ともに立ち遅れた水準にあることは深刻な問題であり、文部省は九一年の大学審議会の答申「大学院の整備に関する実について」を受けて、大学院教育の量的拡充と質的整備に向けて、積極的な施策をとり始めて

041 ●朝日新聞1994年3月12日朝刊33面
「9大学院の新設を答申」1994年度に新設される大学院は次の通り(かっこ内は研究科名と定員)。
群馬県立女子(文学15)、富山県立(工学40)、広島県立(経営情報学10)、生物生産システム10)=以上公立、女子美術(美術35)、西東京科学(理工学45)、京都学園(法学5)、京都橘女子(文学

6)、花園(文学10)、安田女子(文学18)=以上私立。
また、増設される研究科は次の通り。東京都立(都市科学14)、大阪府立(人間文化学5)、姫路工業(理学60)、沖縄県立芸術(音楽芸術15)=以上公立、東北学院(人間情報学8)、関東学院(法学10)、東京国際(経済学20)、共立女子(比較文化15)、慶應義塾(政策・メ

ディア150)、國士館(工学16)、日本女子(人間社会46)、立正(法学20)、早稲田(社会科学60)、麻布(環境保健学7)、中京(情報科学20)、大阪学院(国際学10)、近畿(芸術学21)、工業技術14)、神戸学院(人間文化学20)、武庫川女子(臨床教育学20)、九州産業(経営学10)=以上私立。

に比べて、格段の充実が図られており、支給額は修了者(D)が二七万一〇〇〇円、在学採用者総数は九三年度で一七〇人であった。

043 科学研究費

正式には科学研究費補助金。学術研究の推進・振興のために大学および研究機関に所属する研究者を主要な対象として、研究計画書の提出による交付申請をし、学術審議会の委員会による審査の手続きを経て交付される。一九九三年度の予算総額は七三六億円。九三年度の実績によれば申請件数七万件に対して採択件数は二万六〇〇〇件であった。科学研究費は、とくに大学の研究者にとって、競争的に獲得できる唯一の公的資金であり、その配分は研究者自身の手で行われているが、特定国立大学や、特定領域への偏りを指摘する声もある。

044 寄付講座/寄付研究部門

国立大学教官の研究費は、積算校費の形で国から交付される予算のうちから捻出されるが、積算校費の単価の抑制、諸経費の高騰などから年々窮屈の度を加えている。しかし政府は財政難を理由に、大学に民間資金の導入を積極的に奨励する方策をとるようになっており、「授学寄付金の名で呼ばれる民間資金の受け入れ額は、一九九二年度で五〇一億円に達している。さらに政府は八九年、この奨学寄

付金のうち博士については課程された機関。具体的には(1)各省立の大学校など、大学・大学院と同水準と認められる高等教育機関で教育を受け、修了した者について、審査の上、学士・修士・博士の学位を授与する。

(2)短期大学、高等専門学校卒業後、さらにこれらの学校の専攻科、あるいは大学の科目登録制・コース登録制で所定の単位を履修したものについて、審査の上、学士号を授与する。なお修了者が審査の対象となる大学

学位の授与は、大学のみに認められた特権であるが、大学以外の高等教育機関で学習した人たる者に対する評価も、その成果を評価し学位を授与することを可能にするため、一九九一年七月に創設された機関。具体的には(1)各

博士のみであり、学士は大学卒業者に与えられる称号とされてきた。第二次世界大戦後の制度改革により、学位は修士・博士の二種となつたが、学士が称号に変わりはなかつた。しかし一九九一年、大学審議会の答申に基づいて学位規則が改正され、短期大学と高等専門学校の卒業者は准学士の称号が認められることになった。

学位のうち博士については課程博士と論文博士の二種がある。このうち本来主流であるべき大学院博士課程修了者を対象とする課程博士の授与数が、文科系で特に少なく、外国人留学生の学位取得が困難なことが問題になつてゐる。

学位のうち博士については課程博士と論文博士の二種がある。このうち本来主流であるべき大学院博士課程修了者を対象とする課程博士の授与数が、文科系で特に少なく、外国人留学生の学位取得が困難なことが問題になつてゐる。

047 大学倒産の時代

一八歳人口の急増から、私立の大学・短大は新增設ブームに沸いてきたが、人口増は一九九二年の二〇五万人でピークに達したあと、二〇〇〇年の一五二万人へと急激な減少期をむかえている。このため私学関係者の間には、九二年以降、減少する進学者の獲得をめぐって大学間に生存をかけた激しい競争が生じ、大学の倒産が多数にのぼるという深刻な事態が生まれるのではないかと危惧する声が強いため、危機を乗り越えて現在にいたつておらず、「サバイバル作戦」の名のもとに、その生き

049 私学助成

国または地方自治体の、公的財源による私学への資金援助のこと。大学については一九七〇年から国庫助成が開始された。正式には私立大学等経営費補助金とよばれ、九三年度は総額二六五五億円が、日本私学振興財團をつうじて、私立大学・短大などに交付されている。制度の発足当初は経常費の二分の一補助が目標とされたが、財政難から補助金額が伸び悩み、経常費に対する一三%程度にとどまっている。交付には、各大学の特徴に応じた重点的な配分も考慮されている。

日本には八二年、テンプル大学の日本校が開設されたのが最初だが、その後、八七年に三校、八八年六校、八九年

一二八七年の制度の発足以来、二〇〇〇年には四〇校近くに達している。英語による教育を特色とし、日本で学位取得可能なもの、一般教育のみを与える専門教育は米本校で行うもの、

残り戦略に学ぼうとする大学が増えている。

外国人教員の採用、外國大学への留学生の増加、日本の大学への海外分校の設置、アメリカの大学の日本進出と、大学の国際化が急テンポで進んでいく傾向があるが、日本も経済大国、技術大国になるとともに、留学生はそれぞの時代の大間に集中する傾向がある。留学生は留学生の問題である。留学生は

050 外国人留学生問題

日本では地方自治体の、公的財源による私学への資金援助のこと。大学については一九七〇年から国庫助成が開始された。正式には私立大学等経営費補助金とよばれ、九三年度は総額二六五五億円が、日本私学振興財團をつうじて、私立大学・短大などに交付されている。制度の発足当初は経常費の二分の一補助が目標とされたが、財政難から補助金額が伸び悩み、経常費に対する一三%程度にとどまっている。交付には、各大学の特徴に応じた重点的な配分も考慮されている。

日本には八二年、テンプル大学の日本校が開設されたのが最初だが、その後、八七年に三校、八八年六校、八九年

一二八七年の制度の発足以来、二〇〇〇年には四〇校近くに達している。英語による教育を特色とし、日本で学位取得可能なもの、一般教育のみを与える専門教育は米本校で行うもの、

051 アメリカ大学日本分校

アメリカの大学は、一九二〇年代からヨーロッパなど海外諸国に分校を設置してきた歴史をもつてゐる。日本には八二年、テ

ンブル大学の日本校が開設されたのが最初だが、その後、八七年に三校、八八年六校、八九年

一二八七年の制度の発足以来、二〇〇〇年には四〇校近くに達している。英語による教育を特色とし、日本で学位取得可能なもの、一般教育のみを与える専門教育は米本校で行うもの、

055 1995年春の入試で大学入試センター試験を利用する大学は247校(国立公立48校、私立104校)

新規参加跡見学園女子、産能、甲南、神田外語、愛知学院、神戸学院、清和、大阪学院、岡山理科、東京成徳、大阪経済、吉備国際、杉野女子、大阪工業、広島経済、星葉科、大阪薬科、明治薬科、桃山学院、京都学園、

工学院、大同工業、京都薬科、昭和、名古屋女子、西日本工業、神奈川工業、日本福祉、北里、東京工艺、九州女子

[参加学部增加] 駿河台、名城、東京薬科、立命館、東邦、久留米、新潟産業、熊本商科、常葉学園浜松、松山、愛知

国公立大学入試日程(1995年)		●大学入試センター試験は1月14日~15日	
[分離・分割方式] ...個別の大学が学部の定員を分割し、試験を2回実施する方式		●第2次試験出願期間は1月23日~2月1日	
前期日程試験	新規分合合格発表 入学手続	後期日程試験	後期分合合格発表 入学手続
2/25から	3/6~3/10 3/14まで	3/12以降	3/18~3/23 3/27まで
[連続方式] ...個別の大学がA日程、B日程またはC日程により、試験を1回実施する方式			
A日程試験	B日程試験	C日程試験	合格発表 入学手続
2/25から	3/5以降	3/8以降	A日程: 3/6~3/23まで B,C日程: 3/18~3/23 3/27まで

*日程には一部例外がある

社会人対象の大学院だけのものと、内容は多様である。またこれら分校は制度上は各種学校・専修学校などのことになり、日本の社会と風土にどのように根づいていくのか問題が残されている。なお、九一年度春には、八七年開設の分校が早々撤退決め、話題になった。

052 教養部改革

従来の大学設置基準によれば、四年間の学部教育はそれぞれ二年間の一般教育と専門教育に分けられ、国立を中心に大学の中には一般教育担当の組織として、教養部を置くものが少くなかった。ところが一九九一年の設置基準改正により、一般教育と専門教育の制度上の壁が取り払われ、四年間の学部教育の総合的な編成の自由が認められたことから、多くの大学が教養部を巻き込む改革への動きを生じている。京都大学の教養部の総合人間学部、神戸大学の教養部の国際文化学部、発達科学部への改組は先駆的なもので、大きな変革が進行中である。

053 就職協定

大学・短大卒業予定者が就職活動を開始する時期についての文部省(大学)と企業間の協定。企業が「青田買い」に走り、混乱を招いたところから、一九七二年、文部省・労働省・経済四団体・大学関係団体の四者からなる中央雇用対策協議会で就職協定が結ばれた。同様の協定は以前期に

もあり、戦後も五二年に早くも協定が結ばれているが、協定破壊が続出して失敗を重ねてきた。七二年の協定も十分に順守されてきたとはいいがたく、八一年には労働省が不参加を表明するなど、ゆらぎながらも存続してきたが、八八年、新たに企業代表一人、大学代表一人をメンバーとする就職協定協議会が発足し、八月二〇日企業などの説明開始、九月五日企業など個別訪問開始、一〇月一五日採用内定開始という日程について協定を結んだ。しかしこの協定も崩れ、九二年は、学生との接觸開始が七月月初旬、採用選考開始は八月一日前後を目標として、企業が自主決定することになつた。

大綱化・自由化をうたって一九九一年に大改正された大学設置基準は、その第二条に「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価を行ふことに努めなければならない」と規定している。これは基準、とくに教育課程の編成についての規定の緩和、自由化と引きかえに各大学に教育水準の維持、向上のための自主努力を求めたものである。この規定に基づき、自己点検・評価の結果を公表している大学は一九九三年春の文部省調べ(国立大学のみ)で五一大学一つ三件にのぼつ

054 大学の自己点検・評価

この一〇年余の間、大学入試の問題は、一九七九年に導入された国立大学の「共通第一次学力試験制度」を中心にして議論されてきた。入学試験を第一次と第二次に分け、第一次試験は共用機関として設立された大学入試センターが実施する共通

度化は今後に残された課題といわばならない。

055 大学入試センター試験

授業評価の制度も、ごく一部の大学で導入されているにすぎない。点検・評価の本格的な制度化は今後に残された課題といわばならない。

056 分離・分割方式

この一〇年余の間、大学入試の問題は、一九七九年に導入された国立大学の「共通第一次学力試験制度」を中心にして議論されてきた。入学試験を第一次と第二次に分け、第一次試験は共用機関として設立された大学入試センターが実施する共通

度化は今後に残された課題といわばならない。

057 シラバス

授業細目あるいは講義案。学年ないし学期中の授業や講義の計画、内容の概略を各時限ごとに記したもの。アメリカの大学などでは、このシラバスを教員が事前に用意し、授業開始前に学生に配布するのが慣行になつて

いる。後期の試験はBグループと同日程で行われるが、一般に定員の配分は前期よりも少なく、科目別の学力試験以外の選抜方法がとられる傾向にある。

057 大学入学資格検定試験

卒業が基礎資格として要求されるが、高校非卒業者を対象に、これと同等の資格を認定するため文部省が毎年実施している検定試験。当初は経済的な理由から高校に進学できず、あるいは中途退学した人々に対する救済措置の性格をもつていたが、最近では高校教育の現状にあきらまず、いわば第二の中等教育修了、大学進学への道として積極的にこれを利用しようとする

試験による合格者には、合格発表と同時に入学手続きをとらせ

るものが増えている。

大学・短大への進学には、高校卒業が基礎資格として要求されるが、高校非卒業者を対象に、これと同等の資格を認定するため文部省が毎年実施している検定試験。当初は経済的な理由から高校に進学できず、あるいは中途退学した人々に対する救済措置の性格をもつていたが、最近では高校教育の現状にあきらまず、いわば第二の中等教育修了、大学進学への道として積極的にこれを利用しようとする

試験による合格者には、合格発表と同時に入学手続きをとらせ

る大学が現在では多数を占めて

058 シラバス

試験による合格者には、合格発表と同時に入学手続きをとらせ

る大学が現在では多数を占めて

●朝日新聞1994.5.16…朝刊6、7面
「単位とれる大学公開講座 ゼミ型、
自治体と連携も『出前式』の講座も登場
学生以外でも学位の道 成績次第
で短大卒が学士に」
●朝日新聞1994.7.6…朝刊26面
「公開講座増え1000超す」
一般人を対象にした国立大学の公開講
座が1993年度に比べて25%増え、1052

講座になったことが7月5日、文部省
の調査でわかった。内容別では、環境
問題や国際関係を扱った「現代的課題
に関するもの」が31%でトップ。教育
や法律など「専門的技術や知識を対象
にしたもの」が25%、文学や歴史など
「一般教養」が20%と続いている。

教員は綿密に講義計画を練り、
内容を検討し、つねに改善の努力を続けることを求められ、また自分の都合で休講を重ねる」とが難しくなる。その意味で、充実したシラバス作りは、大学の教育改革の手段として重要視されている。

059 研究大学

Research University

大学は基本的に教育と研究の二つの機能をもっている。しかし高等教育のマス化が進むと、大学間にこの二つの機能のいずれを重視するか、どちらの機能が強いかによって違いが生じ、その違いが大きくなっていく。研究大学は、そのうち研究機能が特に強い一群の大学をさす言葉として、マス化がもともと早く進んだアメリカで使われるようになつた。最近は、先端的・基礎的な科学技術の重要性が強調されるなかで、わが国でもいの言葉が使われはじめる。研究機能の強さは、それぞれの大学の教授の質、学問的生産性、大学院の規模と水準、学位の授与数、研究費の額、学生の知的能力など、さまざまな指標でとらえられるが、わが国についていえば東京大学をはじめとする旧帝国大学系の総合大学を中心とした十数校の国立大学、それに慶應・早稲田などを加えた二〇校足らずの大学が、このカテゴリーに入るとみてよい。国際的な科学技術競争は、いまやなによりも研究大学の質の競争とみなされているが、アメリ

カの研究大学のそれが群を抜いて高く、また数の点でも世界的な研究大学の四分の三はアメリカに集中しているとする説もある。これに対して経済大国日本の研究大学は著しく貧弱であり、質的に世界的水準にあると評価されるものは多くない。最近その必要性がさけばれてい研究大学の現状に対する危機感の表であり、研究大学の充実とレベルアップが高等教育の新しい政策課題になりつつある。研究大学重点化は、そうした研究大学の現状に対する危機感の表であり、研究大学の充実とレベルアップが高等教育の新しい政策課題になりつつある。

生涯学習／生涯教育

060 生涯学習／生涯教育

生涯学習(lifelong learning)は、全国民が主体的に生涯学び続けること、生涯教育(lifelong education)はそれを保障するための働きかけ及び条件整備である。人間は一生学び続けなければならないという思想は古くからあるが、「生涯教育」が世界的に注目されるようになつたのは、一九六五年パリでユネスコが開催した成人教育推進国際委員会で当时ユネスコ成人教育課長ラングラン(P.Lengrand)が提出した報告であった。わが国で公的にこの言葉が登場したのは、七一年の中央教育審議会答申(第三の教育改革とか四・六答申と呼ばれている)であり、八一年には中教審から「生涯教育について」答申が出され、さらに

八年七月には、生涯学習審議会が「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について答申を行い、当面重点を置いて取り組むべき課題として、①リカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進、③青少年の学校外活動の充実、④現代的課題に対応する学習機会の充実を取り上げている。八九年から、文部省の助成により、地域における生涯学習の振興を目的として、各年一県ごとに各種のイベントを中心とした生涯学習フェスティバルが開催されている。

061 社会教育

社会教育法で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)」(第二条)と定義されている。教育委員会の所管に對して行われる組織的な教育活動は、多くの場合も多い。しかし、社会教育は社会において組織的に行われている教育一般を

臨時教育審議会は教育改革の重要な柱として「生涯学習体系へ移行」をあげた。文部省は八年の機構改革で社会教育局に替え生涯学習局を新設し、九〇年六月二六日には「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の条件整備への政策的取り組みが一層盛んになっている。九二年七月には、生涯学習審議会が「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について答申を行い、当面重点を置いて取り組むべき課題として、①リカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進、③青少年の学校外活動の充実、④現代的課題に対応する学習機会の充実を取り上げている。八九年から、文部省の助成により、地域における生涯学習の振興を目的として、各年一県ごとに各種のイベントを中心とした生涯学習フェスティバルが開催されている。

062 公民館

地域の中心的な社会教育施設。一九四六年七月五日の都道府県知事にあたる文部事務次官通牒によつて提唱されてから発達をみるようになつた。それによると公民館は全国の各町村に設置せられ、此處に常に町村民が打ち集つて談論し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所として構想された。その後四九年に制定された社会教育法によつて社会教育施設として制度化された。九〇年度現在、全国に一万七三四七館設けられている。しかしながら、最近は、民間が設置している生涯学習施設の一般的な呼称。昭和三十一年代にも設けられていたが、都市

指すべきものであり、右のようないし、民間の生涯教育関連事業の発達によつてその新たななり方が求められている。

063 博物館

歴史、芸術、産業、民俗、自然科学などに関する資料の収集、整理・保管、調査研究、展示、園、植物園、水族館なども博物館のカテゴリーに入る。文部省調査によると、全国の博物館数は一九九三年一〇月一日現在で八六一館である。個人が自宅を改造してつくる小規模なものも視野に入れると、その数は九一年一二月末時点での五二九三館が確認されている(丹青総合研究所調査)。

064 生涯学習教育研究センター

大学などが公開講座などの実施、調査・研究、指導者の研修、情報の提供、相談事業などを組織的に行っていくために、近年多くの大学などに設けられるようになつてゐる機関。具体的名称は表記名称のほか、大学教育開放センター、大学開放実践センターなどいろいろである。一九九四年度までに、国立では八大學(東北、茨城、宇都宮、金沢、島根、徳島、香川、長崎)、一短期大学(高岡)に設置されている。

065 カルチャーセンター

民間が設置している生涯学習施設の一般的な呼称。昭和三十一年代にも設けられていたが、都市

【大学公開講座の開設状況】					
区分	学校数(校)	開設校数(校)	開設率(%)	開設講座(講座)	開設時間(時間)
大学計	514	397	77.2	3,578	53,608
国立	97	95	97.9	805	16,293
公立	39	34	87.2	250	4,305
私立	378	268	70.9	2,523	33,010
					389,063

を中心に全国に普及し始めたのは四〇年代以降のことである。現在その数は約六九〇(文部省調べ)に及んでいる。実施主体は新聞・放送関係機関、百貨店などさまざまであるが、一九八九年に全国民間カルチャー事業協議会が組織された。

066 学芸員など

社会教育の担当職員。社会教育主事は都道府県及び市町村教育委員会の事務局に、学芸員は博物館(美術館、動物園も含む)に置かれて専門職員である。そのほか、社会教育に携わっている主な指導者などとしては、公民館の主事、図書館の司書、PTA、青少年団体・婦人団体などの役員やリーダーなどがいる。外国ではフランスのアニメーションが類似の専門職として有名である。

067 学習社会

国民の生涯学習が普及した社会。一九六八年に出されたハッチンス(R.Hutchins)の著The Learning Societyを契機に広く使われるようになったが、そこに付与されている意味は、使う主体によって必ずしも同じではない。ハッチンスは、未来を社会として展望し、自由時間における自己表現として学習を重視し、そのような社会の実現には制度の充実よりも価値の転換が必要だといっている。フォール報告では、ハッチンスの思想を敷衍(は)して、「分割された人

間」(man divided)から「完全なる人間(complete man)へ」の転換として学習社会を構想している。

中教審のハ一年答申では、学歴偏重社会から「人々の生涯を通して正直に評価する社会」をもつて学習社会としている。

068 フォール報告

ユネスコが委嘱したフォール(フランスの元首相)を委員長とする委員会が一九七二年に公刊した生涯教育、学習社会を提倡した報告書。英仏二カ国語で発表され、わが国をはじめ多くの国で翻訳され注目されている。

英語版のタイトルはLearning To Beで、直訳すれば「在るための学習」である。人間の存在様式を「持つ様式」(to have)から「在る様式」(to be)に転換するための学習の重要性と、その連帯を強調している。

069 リカレント教育

経済協力開発機構(OECD)が

一九七〇年代に提唱した生涯教育の制度的形態。回帰教育、循環教育などとも訳される。

社会に出てからも学校またはそれに準ずる教育・訓練機関(ノン

フォーマル・エデュケーション

nonformal education-NFE

と略称されることがある)に戻る(回帰する)ことが可能な教育シ

ステムのことである。知識・技術の急速な陳腐化と増大への対応、学校教育の急速な発展に伴

い生じた若年層と成人層との間の学歴差の縮小などが中心的な理念とされている。

わが国の文部省でもリカレント教育事業の推進に取り組んでいたが、これは正規の学生としての若干異なっている。最近、文部省では、大学院などの高等教育機関において職業人対象に高度の知識や技術を新たに修得したり新しくすることを目的とした教育として、リフレッシュ教育を推進しようとしている。

オーブン・ユニバーシティは社会人一般の生涯学習機関、いわばリカレント教育の場として一九六九年に設立、七一年に開校されたイギリスの新様式の大學生。公開大学と訳される。六三年に労働党首ヴィルソンが行った提案が端緒となったもので、当初は University of the Air の名で構想された。放送メディアを教育の手段とするところが特徴であり、二二歳以上の受でできるようにしたビデオ学習センターが全国一九地区(九三年度現在)に設置されている。

現在は放送の視聴できない地域での受講の機会をビデオ・オーディオテープの視聴によって享されており、全国放送が今後の課題となっている。

オーブン・ユニバーシティは社

会人一般の生涯学習機関、いわばリカレント教育の場として一九六九年に設立、七一年に開校されたイギリスの新様式の大學生。公開大学と訳される。六三年に労働党首ヴィルソンが行つた提案が端緒となったもので、当初は University of the Air の名で構想された。放送メディアを教育の手段とするところが特徴であり、二二歳以上の受でできるようにしたビデオ学習センターが全国一九地区(九三年度現在)に設置されている。

社会人入学制

カ月または一〇カ月の非学位定期課程が設けられている。八〇年以後、オーストラリア、オランダ、カナダ、旧西独、韓国、タイなどでも同種の大学が誕生している。わが国の放送大学は、八三年四月に特殊法人として開学、八五年に学生受け入れを開始した。添削指導や学習センターでの面接授業が行われている点で、イギリスの公開大学と教育方法はほぼ同じであるが、放送學習のウエートが高いのが特色である。また、高校卒業が入学資格の基本となっており、大学院は設けられていない。放送の範囲は関東地域の一部などに限定されており、全国放送が今後の課題となる。

オーブン・ユニバーシティは社

会人一般の生涯学習機関、いわばリカレント教育の場として一九六九年に設立、七一年に開校されたイギリスの新様式の大學生。公開大学と訳される。六三年に労働党首ヴィルソンが行つた提案が端緒となったもので、当初は University of the Air の名で構想された。放送

メディアを教育の手段とするところが特徴であり、二二歳以上の受でできるようにしたビデオ学習センターが全国一九地区(九三年度現在)に設置されている。

現在は放送の視聴できない地域での受講の機会をビデオ・オーディオテープの視聴によって享

り、選抜された層を対象にして教授する大学ではなく、知識と真理を純粹に探求しようとするとする者の集合体である。中世においては、知識を求めて各地から集まつた学生がギルドをつくり、自分たちで教師を雇つて学んだ。これが今日の大学の起源であるが、U3Aはこの中世のギルドを理念としている。

フランスのソールーズ大学の政治経済学教授ド・ペラーか、一九七二年に定年退職者を対象に夏期大学を開き、講義、コンサート、研修旅行、文化活動などをからなるプログラムを提供したのが始まりだとされているが、三年後にはベルギー、スペイン、ポーランド、イタリア、スイス、アルゼンチン、イギリス、スウェーデンなどにも普及した。

U3A

university of the third age

人生第三期(依存の第一期、社会的活動の第二期に続き、依存と死の第四期につながる時期)の人々を対象に、新理念のもとに高等教育機会を提供しようとする機関。学問的体系にしたがって構成されたカリキュラムによ

り、選抜された層を対象にして教授する大学ではなく、知識と真理を純粹に探求しようとするとする者の集合体である。中世においては、知識を求めて各地から集まつた学生がギルドをつくり、自分たちで教師を雇つて学んだ。これが今日の大学の起源であるが、U3Aはこの中世のギルドを理念としている。

フランスのソールーズ大学の政治経済学教授ド・ペラーか、一九七二年に定年退職者を対象に夏期大学を開き、講義、コンサート、研修旅行、文化活動などをからなるプログラムを提供したのが始まりだとされているが、三年後にはベルギー、スペイン、ポーランド、イタリア、スイス、アルゼンチン、イギリス、スウェーデンなどにも普及した。

university of the third age

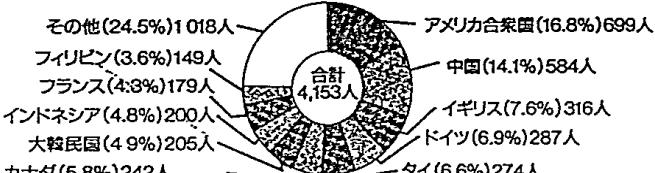
人生第三期(依存の第一期、社会的活動の第二期に続き、依存と死の第四期につながる時期)の人々を対象に、新理念のもとに高等教育機会を提供しようとする機関。学問的体系にしたがって構成されたカリキュラムによ

り、選抜された層を対象にして教授する大学ではなく、知識と真理を純粹に探求しようとするとする者の集合体である。中世においては、知識を求めて各地から集まつた学生がギルドをつくり、自分たちで教師を雇つて学んだ。これが今日の大学の起源であるが、U3Aはこの中世のギルドを理念としている。

【文部省認定技能審査一覧】 ★1994年10月1日現在

種目	級位	種目	級位
運転	1級~6級	硬道書写	1級~4級
記入	1級~3級	毛筆書写	1級~4級
操作	1級~4級	火用フランス語	1級~4級
タaping	1級~4級	英語科理	1級~4級
ラジオ・音響	1級~4級	スペイン語	1級~6級
トレークス	1級~3級	漢字能力	1級~7級
デジタル技術	1級~4級	丁英会話	1級~4級
モード	1級~3級		計16種目
レース機物	1級~5級		
実用英語			

文部省関係事業による教員・研究者の受け入れ(1991年度実績)



会人には免除することも可能とする措置が講じられている。一九七八年に立教大学法学部が実施したのが最初で、その後次第に増え、九三年度では全大学を通じて一八二大学三〇七学部が実施している。入学者数は約三六六五人(九三年度)。

大学院(修士課程)でも、現職教員を主な対象とする兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学のほか筑波、埼玉、慶應義塾など多くの大学が社会人に門戸を開く措置をとっている。

073 25 : 4 ルール
スウェーデンで一九六五年から始まつた社会人の大学入学条件に関する制度。年齢二十五歳以上かつ労働経験四年以上で、高校二年修了程度の国語と英語、それと専門分野の知識があれば入学を許可することから、このように呼ばれている。一九七七年に行われた大学改革により、定期制をとるところでは、右の条件を満たす者に定員の五〇%を割り当てる变成了。ヨーロッパでは成人教育推進のモデルとして注目されている。

074 有給教育休暇
paid educational leave
教育訓練を受ける目的で、有給で一定期間職場を離れることが可能にする休暇制度。

074 有給教育休暇
paid educational leave
教育訓練を受ける目的で、有給で一定期間職場を離れることが可能にする休暇制度。

エーデンなどではすでにこの制度が立法化されている。わが国では、教育・訓練休暇を有給従業員に与えることを労働協約または就業規則で明示している事業主に対して、給付金を交付する有給教育休暇奨励金給付制度などがあるが、これは職業訓練に限定されているなど、部分的なもので、有給教育休暇についてのILO一四〇号条約の批准が政策課題となっている。

075 アウトリーチ outreach

学習要求をもっていない人たちを学習機会に参加させ、学習要求や学習行動を誘発しようとする活動。一般的に、学習機会の提供はすでに学習要求をもつている人たちを対象としているが、アウトリーチはそのようにして、学習要求をもつて学習機会を待つている人々を集めたり、そのような人々に学習機会を届ける活動ではなく、いわば「学習から忘れ去られた人たち」を対象にした活動である。この活動に従事する者はアウトリーチ・ワーカーなどと呼ばれている。

具体的な活動方法としては、地方レベルで、個人的な接觸や既存の地域集団とかパーソナルなネットワークを介して行う方法と、全国レベルで遠隔教育(distance education)の手法を中心にながら、それを地域の指導者集団が各種のメディアを使って補う方法がある。方法はさまざまであるが、アウトリーチは一九六〇年代から七

て政策として取り組まれるようになってきた。わが国でも生涯学習を真に国民的なものにするには、この面での努力を積極的に行う必要がある。

076 発達課題 developmental tasks

誕生から死にいたるまでの生涯の各時期(発達段階)に達成されるべき発達上の課題。ハビガースト(Robert J. Havighurst)が、身体的成熟や心理的側面だけでなく社会的・文化的な期待も考慮して体系化した概念である。人間の発達は從来青年期までの問題であり、しかも社会的・文化的・教育的作用と無関係に進行するものと考えられてきたが、いまは発達は生涯のものであり、学習や教育によって達成されるべき課題であるとともに、いまは発達は生涯のものであり、学習や教育によって達成されるべき課題であるとどうやらえられている。その課題を具體的に示したのがハビガーストの発達課題である(たとえば、中年期=三〇~五五歳では、余暇活動の充実といった課題があげられている)。生涯教育・生涯学習の目標に大きな示唆を与えるものとして注目されている。

077 アンドラゴジー
andragogy
成人を対象にした教育学の二点。ギリシャ語の andros (成人)と agogos (指導)の合成語。教育学は從来ベタゴジー(pedagogy)といわれてきたが、これはギリシャ語の paid (子供)と agogos という語から派生しており、「子供の教育学」を意味していた。また、長寿学者の開設を推進しているが、あわせて右のようないふについては異論がある。

078 自己教育力
self-education
「主体的に学ぶ意志、態度、能力などを指す概念として、中央教育審議会の『教育内容等』小委員会が、一九八三年一一月一五日に発表した『審議経過報告』で用いた言葉。

生涯教育の観点から、学校教育において子供に身につけさせる能力として提起されたもの

ての技術学あるいは科学として発達してきた。しかし、社会の変化と人間の発達についての研究の進展の中で、成人の学習的重要性が高まってきたことから、成人学習。

教育という概念は古くからあります。わが国の社会教育の歴史の中には自己教育運動と呼ばれるものが出現したのである。

079 インテリジェント・スクール intelligent school

臨時教育審議会における審議の中で提案された「生涯学習都市」の中核となる施設を意味する和製英語。「高度に情報化された学校」で、社会環境の情報化の流れに対して、学校だけを取り残されている、という現状に照らして提案されたもの。単に、公共財として、地域の人々の学習、情報拠点として、公開、使い易い環境を整備する。

によって、学校教育以外の企業活動などにも利用するというの構想である。一九九一年五月に東京都台東区立上野小学校がその第一号として誕生した。すでに多くの大学では大学開放(ユニバーシティ・エクステンション)として公開講座を開催しており、また、高校開放講座も発展しているが、インテリジェント・スクールは学校自体の高度情報社会化である。